平成２４年（フ）第９６６号
大阪府八尾市志紀町２丁目101番地　志紀ロイヤルハイツ305号、前住所大阪府藤井寺市沢田１丁目５番13―107号
債務者　フジタ板金工作所こと　藤田　清司
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第５０３号
札幌市中央区北７条西27丁目２番10―303号
債務者　守屋　直樹（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８２号
函館市花園町16番22号
債務者　小寺由美子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
秋田県横手市駅南１丁目４番26号　グランデール19番館102号
債務者　佐野　節郎
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第７５号
函館市上新川町２番９号
債務者　菊地　幸恵（旧姓吉島）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号
山口県宇部市東梶返１丁目23番２号　サンソフィア梶返201号、旧住所山口県宇部市大字東岐波2717番地３
債務者　藤原　昭夫
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３９号
群馬県太田市鳥山上町1057番地　鳥山団地Ａ―９号
債務者　須永　由行
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１８号
三重県伊勢市桜木町85番地65、前住所三重県伊勢市岡本２丁目11番28号
債務者　三浦　　肇
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
千葉県富里市七栄533番地１　アクアグリーン２―101
債務者　山口　美樹
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９号
千葉県木更津市新田２丁目１番23号
債務者　外山　政子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１２号
千葉県木更津市中里２丁目13番９号　上京方
債務者　牧園　照凡
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１３号
千葉県木更津市木更津935番地７
債務者　高橋　　正
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２２号
千葉県木更津市貝渕４丁目１番３号　Ａ―102
債務者　佐久間　渉
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７４号
愛知県安城市住吉町３丁目11番41号　コーポ常楽206
債務者　伊藤　利幸
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７号
京都府亀岡市保津町構ノ内66番地８
債務者　大ヶ谷たつみ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
高知市高須新町１丁目１番14号　コーポ高須301号
債務者　藤島　路康
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７６号
高松市国分寺町国分2092番地13
債務者　清遠　　学
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係